

重度障害者介護手当の申請

次の要件を全て満たす方を対象に、市重度障害者介護手当を支給します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

被保険者要件

障害要件	平成29年4月1日から起算して11カ月以上継続して、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1) 障害等級1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) 障害等級A1・A2の療育手帳をお持ちの方 (3) 知的障害者更生相談所において、知能指数35以下と判定された方
在住要件	平成30年3月1日までに継続して1年以上市内に在住する方
在宅要件	次の(1)～(5)を除く、他の人の介添え無く食事、着脱衣、排泄などが困難な、ほぼ寝たきりの在宅者 (1) 障害児者施設など(作業所含む)に入所・通所(年間7日以内の短期入所の利用を除く)している (2) グループホーム、ケアホーム、生活ホーム、老人ホームなどに入居している (3) 通勤、通学、通園している (4) 平成29年4月1日～平成30年3月1日の間に、医療機関に通算して91日以上入院歴がある (5) 障害福祉サービス、地域生活支援事業、介護保険サービスを受けている
年齢要件	平成29年4月1日時点で、3歳以上65歳未満の方

介護者要件

在住要件	平成30年3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方
在宅要件	平成30年3月1日まで被介護者と1年以上同居し、11カ月以上常時介護している方、就労(アルバイト、パートを含む)をしていない方

○支給額 年額10万円

○受付期間 2月28日(水)までに身体障害者手帳、療育手帳または判定書を担当へ持参

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043

国民年金保険料の口座振替とクレジットカード納付

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

国民年金保険料の納付には、納め忘れがなく、金融機関などへ行く手間が省ける、口座振替とクレジットカード納付が利用できます。前納利用者には、表1の割引制度があります。4月分からの半年・1年・2年前納は2月28日(水)まで、10月分からの半年前納は8月31日(金)までにお申し込みください。

○問い合わせ先 ▽ねんきん加入者ダイヤル ☎070(003)004 (IP電話、PHSは ☎03(6630)252) 5)▽厚木年金事務所(〒243-8688厚木市栄町1-10-3) ☎046(223)7171

○口座振替納付
○持ち物 年金手帳、預金通帳、通帳届印
○申込方法 市役所1階国保年金課、年金事務所、金融機構ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、金融機関へ直接提出してください。

金融機関で配布する申込書(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロード可)に必要事項を記入し、厚木年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、金融機関へ直接提出してください。

表1 納付方法と割引制度(平成29年度参考)

納付方法	振替期日	割引額	
口座振替	毎月納付	翌月末	なし
	早割納付	当月末	毎月50円
	半年前納	4月・10月末日	1,120円
	1年前納	4月末日	4,150円
	2年前納		15,640円
クレジットカード納付	毎月納付	当月末	なし
	半年前納	4月・10月末日	800円
	1年前納	4月末日	3,510円
	2年前納		14,400円

※分割やり払いなどは利用できません。事項を記入し、年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、担当へ直接提出してください。

医療・介護費の負担軽減 「高額介護合算療養費」

担当 国民健康保険について 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043
介護保険について 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238
後期高齢者医療制度について 医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

平成28年8月1日～平成29年7月31日に、世帯合算で医療保険と介護サービス費用の合計が、自己負担限度額を超えた場合、その超過した額を支給します(高額療養費、高額介護サービス費給付分を除く)。自己負担限度額の超過分は、合算対象額の合計が表2「自己負担限度額」の基準額を超えた分になります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険加入者で対象となる方には2月中旬、後期高齢者医療制度加入者で対象となる方には3～7

4月から国民健康保険制度が変わります

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

国民健康保険法などの一部改正に伴い、4月から都道府県が市町村とともに保険者になります。安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保し、国民健康保険制度の安定化を図ります。資格管理が都道府県単位となり、同じ都道府県内の住所異動であれば、資格の取得と喪失は発生しなくなります。ただし、異動先の市

月に申請案内を送付します。会社などの保険加入者

会社などの医療保険(被用者保険)に加入する対象者は、各医療保険に申請してください。自己負担額証明書が必要な方は、介護保険課へお問い合わせください。

引っ越しや医療保険などの変更をした方

平成28年8月1日～平成29年7月31日に、転入した方や医療・介護保険が変わ

った方は、申請案内が届かない場合があります。医療・介護保険を変更した対象者は、加入していた保険者から自己負担額証明書を手に入れてください。

申請時の持ち物

マイナンバー(個人番号)の分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印、振込先が確認できるものを持参してください。なお、代理人が申請する場合は、代理人の写真付き身分証明書を持参してください。

表2 自己負担限度額

70歳未満の方	70歳以上の方																										
<table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>被用者保険 標準報酬月額83万円以上</td> <td rowspan="2">212万円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険 901万円超</td> </tr> <tr> <td>被用者保険 標準報酬月額53万円～79万円</td> <td rowspan="2">141万円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険 600万円超901万円以下</td> </tr> <tr> <td>被用者保険 標準報酬月額28万円～50万円</td> <td rowspan="2">67万円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険 210万円超600万円以下</td> </tr> <tr> <td>被用者保険 標準報酬月額26万円以下</td> <td rowspan="2">60万円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険 210万円以下</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> </table>	所得区分	基準額	被用者保険 標準報酬月額83万円以上	212万円	国民健康保険 901万円超	被用者保険 標準報酬月額53万円～79万円	141万円	国民健康保険 600万円超901万円以下	被用者保険 標準報酬月額28万円～50万円	67万円	国民健康保険 210万円超600万円以下	被用者保険 標準報酬月額26万円以下	60万円	国民健康保険 210万円以下	住民税非課税世帯	34万円	<table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>現役並み所得者・上位所得者</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>一般所得者(住民税課税世帯)</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が住民税非課税世帯</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が住民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円の方(年金収入は控除額を80万円として計算)</td> <td>19万円※</td> </tr> </table> <p>※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合31万円</p>	所得区分	基準額	現役並み所得者・上位所得者	67万円	一般所得者(住民税課税世帯)	56万円	世帯全員が住民税非課税世帯	31万円	世帯全員が住民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円の方(年金収入は控除額を80万円として計算)	19万円※
所得区分	基準額																										
被用者保険 標準報酬月額83万円以上	212万円																										
国民健康保険 901万円超																											
被用者保険 標準報酬月額53万円～79万円	141万円																										
国民健康保険 600万円超901万円以下																											
被用者保険 標準報酬月額28万円～50万円	67万円																										
国民健康保険 210万円超600万円以下																											
被用者保険 標準報酬月額26万円以下	60万円																										
国民健康保険 210万円以下																											
住民税非課税世帯	34万円																										
所得区分	基準額																										
現役並み所得者・上位所得者	67万円																										
一般所得者(住民税課税世帯)	56万円																										
世帯全員が住民税非課税世帯	31万円																										
世帯全員が住民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円の方(年金収入は控除額を80万円として計算)	19万円※																										
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">合算対象額</th> </tr> <tr> <td colspan="4">自己負担額合計</td> </tr> <tr> <td>高額療養費 給付済額</td> <td>合算 対象額A</td> <td>高額介護 サービス費 給付済額</td> <td>合算 対象額B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">医療で支払った 自己負担額</td> <td colspan="2">介護で支払った 自己負担額</td> </tr> </table>		合算対象額				自己負担額合計				高額療養費 給付済額	合算 対象額A	高額介護 サービス費 給付済額	合算 対象額B	医療で支払った 自己負担額		介護で支払った 自己負担額											
合算対象額																											
自己負担額合計																											
高額療養費 給付済額	合算 対象額A	高額介護 サービス費 給付済額	合算 対象額B																								
医療で支払った 自己負担額		介護で支払った 自己負担額																									

※未申告の場合は901万円超とみなされます。